

意見書案第16号

現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月11日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

現行の健康保険証の存続を求める意見書

マイナンバーカードをめぐる深刻なトラブルが次々と明るみに出ているなか、現行健康保険証を2024年秋に廃止とするマイナンバー法等改正案が6月2日に成立した。

しかし、法案成立後も、保険者情報が正しく反映されない、システムの不具合によって資格確認が出来ない事例のほか、他人の医療情報が紐づいているという重大な情報漏えいも発覚している。

県内でもマイナ保険証のトラブルが多発しており、滋賀県保険医協会が実施したアンケート調査では、システムを導入している施設のうち、64%の施設でトラブルが発生しており、「無効・資格なし」と表示される例や、患者に医療費の全額（10割）を請求した例も10数件あった。県保険医協会は、県民の健康と命にかかわる重大な問題であり、健康保険証を来年秋に廃止する政府の方針は「絶対にやめるべき」と訴えている。

世論調査でも、現行の保険証の廃止の方針に「撤回・延期」を求める声が7割を超えるなど、マイナ保険証への国民の不安、不満の声は高まっている。

そもそもマイナンバーカードが任意取得であるという大前提に照らしても、従来の健康保険証の廃止は妥当ではなく、マイナンバーカードを取得しない人や取得が難しい人は資格喪失や無保険扱いになる恐れがあり、わが国の医療制度の特徴である国民皆保険制度の存続も危ぶまれる。現行の健康保険証は問題なく機能しており、保険証を残すことが国民の安心につながる。

よって、本議会として、国に対し現行の健康保険証の存続を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣
総務大臣
デジタル大臣

意見書案第17号

高等教育の無償化等に関する意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月11日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実	
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	岡	田	重	美

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

高等教育の無償化等に関する意見書

現在、大学の初年度納付金は、国立大学では約82万円、私立大学では約136万円にもおよんでおり、学生の2人に1人が奨学金を受給し、アルバイトもしながら進学している。

その奨学金も給付型が限定的なため、貸与型が中心であり、その半分以上が有利子となっている。学生の3人に1人が平均300万円の奨学金という名の借金を背負い社会に出ており、その総額は10兆円近くにもなる。その返済が、卒業後の生活や将来の重荷となっている。

学生や保護者の負担能力を超えた高い学費のために、「バイト漬け」の学生生活が当たり前になっている。「仕送り」は1982年以降最少となり、授業期間中にも日常的にアルバイトをする学生は、全学生の4分の3になっている。バイトに追われる学生生活の改善は、学生にとっても、大学にとっても、卒業生を受け入れる企業や社会にとっても、まったなしの課題になっている。

日本の高等教育への公的財政支出は、OECD加盟国で最下位クラスを続けている。憲法は「教育の機会均等」＝どんな経済的条件でも平等に教育を受ける権利があることを保障している。学生の学ぶ権利を保障するために、学費の値下げと奨学金の抜本拡充が急がれる。

合わせて重い教育費負担の軽減は、最も力を発揮する子育て支援、少子化対策にもなる。家計を支援し、低迷している経済の活性化にも、大きな力になる。

未来を担う世代の、学ぶ権利を保障するため、また、若い世代の将来不安を軽減するために、大学・専門学校等の入学金を廃止するとともに、国の助成を増やして授業料をすみやかに半額にし、段階的に無償化をはかることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
文部科学大臣

意見書案第18号

県立小児保健医療センターのベッド削減の中止を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月11日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 谷永兼二 殿

県立小児保健医療センターのベッド削減の中止を求める意見書

滋賀県は、第五次滋賀県立病院中期計画のなかで、「令和7年1月に総合病院と小児保健医療センターを統合し、一体的に運営」することをめざし、今年度中にその整備計画の再検討を行う、としている。そのなかで現在100床ある小児保健医療センターの病床数を38床程度に減らす計画が具体化されようとしている。

1994年に開院した滋賀県立小児保健医療センターは、滋賀県唯一の小児専門病院として、一般医療施設で対応が困難な重度障がい児の専門的な医療ケアなどを提供するなど、医療・保健・療育・福祉サービスの中核機関として、子どものいのちと健康を守る中心的役割を果たしてきた。また新型コロナ感染のもとでは、障がい児のためのコロナ病床も確保してきた。第五次中期計画の基本方針には「命と健康を守り、県民に信頼される病院」を基本理念としている。

今回の病床削減は、この基本理念にも逆行するものであり、保護者からも「難治・慢性疾患の子どもをもち、こちらの病院でしか診ていただけない子どもが大半いる」「何も知らされないまま、病床削減されたら困る」などの声があがっている。病院事業庁は病院職員に病床削減案を説明されたが、入院治療している子どもらの保護者や県民には、全体計画を明らかにしていない。

政策医療・不採算医療だからこそ、県が担う役割が大きい。

よって、県立小児保健医療センターのベッド削減計画は中止すること。また検討内容を県民に説明し、広く意見を聞く機会を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

滋賀県知事 あて

意見書案第19号

子どもの医療費助成拡充に伴う財政負担に関する意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月11日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 谷永兼二 殿

子どもの医療費助成拡充に伴う財政負担に関する意見書

知事が「県内のどこに住んでいても等しく医療サービスを受けられる仕組みが望ましい」と述べ、県として医療費助成制度の対象を18歳まで引き上げると表明したことは評価する。子どもの医療費助成は、少子化対策・子育て支援策として有効な施策であり、全国的にも拡充が広がっている。本来は「異次元の少子化対策」を強調する国の施策として、財政的にも下支えをするのが望ましい。

今回の知事提案は、「就学前の子ども」に対しては現行通り県と市町が二分の一負担で完全無料、「15歳から18歳まで」は、1レセプト500円の自己負担を前提としながら県が全額負担、残る小・中学生については市町の負担とする考えを示している。

知事提案に対して、県内市町の首長からは「ゼロ歳児から18歳まで、県と市町が連携して負担すべき」との声が多く出されている。

そこで、県が15歳から18歳までを全額負担(一部自己負担)するのではなく、小・中学生を含めて18歳までを、県が二分の一、市町が二分の一とするよう再検討していただきたい。また地方自治体の医療費助成について国が財政支援するよう強く働きかけられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

滋賀県知事 あて

意見書案第20号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月11日

提出者	甲賀市議会議員	木	村	眞	雄
賛成者	同	田	中	將	之
同	同	堀		郁	子

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症(減少症)の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

一、脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

一、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年9月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
文部科学大臣

あて

意見書案第21号

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月11日

提出者	甲賀市議会議員	田中將之
賛成者	同	木村眞雄
同	同	堀郁子

甲賀市議会議長 谷永兼二 殿

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところであるが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一、令和5年9月1日に発足の「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年9月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

内閣総理大臣

内閣官房長官

厚生労働大臣

あて

国土交通大臣

新型コロナ対策担当大臣

意見書案第22号

オウム真理教（A l e p h、ひかりの輪、山田らの集団）に対する公安調査庁による観察処分の期間更新を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月11日

提出者 甲賀市議会

厚生文教常任委員長 橋本律子

甲賀市議会議長 谷永兼二 殿

オウム真理教（A l e p h、ひかりの輪、山田らの集団）に対する公安調査
庁による観察処分の期間更新を求める意見書

オウム真理教は、平成7年の地下鉄サリン事件をはじめとする数多くの重大事件を引き起こした団体であり、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、平成12年から現在に至るまで観察処分の適用を受け続けている。

平成30年に一連の重大事件に拘った教団幹部らの死刑が執行された後においても、今なおオウム真理教の教義を色濃く残し、国内に約1,650人の信徒、約30か所の拠点施設を有し現在も活発に活動を続けていることが窺える。

現在、甲賀市内においては、A l e p hの拠点施設が2か所存在し、地域住民は日々、強い不安や恐怖を感じており、A l e p hの解散撤退を求めて甲賀市オウム対策住民協議会を設立し一致団結して抗議運動に取り組んでいる。

しかし、地域住民や自治体の力には限界があり、これまでもオウム真理教対策関係市区町連絡会等を通じ、オウム真理教問題解決に向け抜本的な対策を国に対して要望してきた。

このような状況の中、令和6年1月には、オウム真理教（A l e p h、ひかりの輪、山田らの集団）に対する「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公安調査庁の観察処分の期間が満了を迎えようとしている。

万が一、この観察処分が更新されなければ、オウム真理教後継団体の関連施設や活動内容が一切明らかにされず、地域住民の不安と恐怖はますます高まることとなる。

よって甲賀市議会は、オウム真理教（A l e p h、ひかりの輪、山田らの集団）を引き続き観察処分とすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

法務大臣

公安調査庁長官 あて

公安審査委員会委員長